

補足説明資料

1 「5 難病（特定疾患）医療」に対する県の評価の考え方

【評価の概要】

- 難病医療拠点病院として、潰瘍性大腸炎などを中心に千人を超える多くの難病患者を受け入れ、適切な医療を提供しており、昨年度評価と同ランクの「A」評価とする。

【評価の考え方】

- 病院機構の自己評価は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどあって、臨床調査個人票の作成件数が大幅に減少しており、世界的なパンデミックの状況下においては適切な自己評価ができないとの考えから、「評価なし」となっています。
- しかしながら、知事は、法人から提出された自己評価を含む業務の実績を明らかにした報告書をもとに、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて、業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行うこととされています。
- 提出された業務実績報告書やヒアリングによると、適切な自己評価ができないとした理由である臨床調査個人票作成件数の大幅な減少は、特定医療費（受給者証）の有効期間が自動的に1年延長されたことが主な要因であり、難病（特定疾患）医療の提供は継続して適切に行われていると評価しました。

2 今後のスケジュール

- ～8月18日 評価委員から評価書（素案）等に関する意見の提出
～ 評価書の修正（評価書（原案）の作成）
- 8月下旬 評価書（原案）及び修正箇所説明資料の送付、評価委員会から知事に対し意見書提出
病院機構に対し、評価書（原案）に対する意見申し立て機会の付与
- 9月上旬 評価書の確定
- 9月中旬 9月議会へ報告